

函館市市街地再開発事業等補助金交付要綱運用方針

この運用方針は、函館市市街地再開発事業等補助金交付要綱（以下「要綱」）第15条に定める補助金の交付に関する必要な事項を定めたものである。

（補助採択要件）

第1 要綱第2条第1号の事業の採択に当たっては、当該事業が次に掲げる要件を満たしていかなければならない。

- (1) 公開空地（建築基準法に基づく総合設計制度許可準則に関する技術基準第1－2－(1)－②、③を準用）の設置
- (2) 幅員6m未満の道路に接した歩道状公開空地の設置

第2 要綱第2条第2号の事業の採択に当たっては、当該事業が（1）の必須要件を満たし、かつ（2）の選択要件のいずれかを満たしていかなければならない。

- (1) 必須要件
 - ア 公開空地（建築基準法に基づく総合設計制度許可準則に関する技術基準第1－2－(1)－②、③を準用）の設置（ただし、施行地区の面積が1,000m²未満の場合は、敷地面積の10%程度）
 - イ 函館市立地適正化計画に示す身近な都市機能増進施設の設置
 - ウ 10戸以上の住宅の供給
 - エ 3名以上（土地または家屋が共有物である場合にあっては、共有者全員を1名とみなす。）の権利者による共同化（共同化タイプに限る。）
 - オ 100台以上の駐車場の整備（市街地環境形成タイプの公共駐車場と一体的に整備するものに限る。）
- (2) 選択要件
 - ア 幅員6m未満の道路に接した歩道状公開空地の設置
 - イ 老朽建築物の解消（施行区域内の老朽家屋率50%以上）
 - ウ 空き地または平面駐車場（延面積が概ね300m²以上）の活用
 - エ 狹小敷地（100m²未満）の解消
 - オ マンションの建替え

（駐車施設の附置義務）

第3 要綱第2条第1号および第2号の事業の実施に当たっては、函館市駐車場条例で規定する駐車施設を設置しなければならない。

（公開空地の維持管理）

第4 施設建築物完成後、所有者または管理組合等は、公開空地等の維持管理に努めなければならない。

（概算払の手続き）

第5 函館市補助金等交付規則第13条第2項に規定する概算払の手続きについて

て、市長は、補助事業者から業務完了または工事完了の報告を受けた場合は、完了検査を行うものとし、検査の結果、補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認めるとときは、概算払をすることができる。

2 前項の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要綱第8条第1項に規定する事業成果書
- (2) 業務委託契約書または工事請負契約書の写し
- (3) 検査調書の写し
- (4) 完成写真および工程写真

附 則

この運用方針は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和4年7月1日から施行する。